個人情報保護管理運営会議 付議事項

件

名

地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行等について(委託内容の変更)

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号(業務委託)

(担当部課:健康部医療保険年金課)

事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行	
担当課	医療保険年金課	
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号) (以下「標準化法)という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対 応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを 目的とする。	
対象者	国民年金被保険者、免除者及び受給権者(日本国籍を有しない者を含む)	
事業内容	1 概要	
	※個人情報の流れは、資料68-1のとおり	

<u>件名</u> 地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行に 係る業務の委託について(委託内容の変更)

※太字ゴシック(下線)が、令和5年度第5回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

<u> </u>	令和5年度第5回新宿区個人情報保護管理連宮会議承認済の内容からの変更箇所
保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民年金被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給又は付加保険料の納付若しくは保険料の免除に関する事務 特別障害給付金の支給に関する事務 年金生活者支援給付金の支給に関する事務
委託先	富士通 Japan 株式会社
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	 1 個人の範囲 国民年金被保険者、免除者及び受給権者 2 記録項目 申請者情報等(詳細は資料68-2のとおり)
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的記録媒体(国民年金システム)
委託理由	「標準化法」に基づき、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の 効率化に寄与することを目的とする、地方公共団体情報システムの標準化に 対応するため。 また、国民年金システム標準化に係る環境構築委託及び保守業務を行うに あたっては、高度な専門技術や知識が必要であるため、事業者に当該業務を 委託することで、安全かつ効率的な運用を実現する。
委託の内容	1. 「標準化法」に基づき作成された、「国民年金システム標準仕様書」に 準拠したシステムへの移行を委託する。 2. 移行したシステムについて、システムの運用保守および障害対応を委託 する。 上記1及び2に係る業務の一部を再委託する。
委託の開始時期及び期限	令和5年10月10日から令和6年3月31日まで(翌年度も、同様の業 務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり

<u>件名</u> 地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行に 係る業務の再委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民年金被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給又は付加保険料の納付若しくは保険料の免除に関する事務特別障害給付金の支給に関する事務 年金生活者支援給付金の支給に関する事務
再委託先	株式会社さくらケーシーエス シンポー情報システム株式会社 大東エンジニアリング株式会社 ミツイワ株式会社 朝日システム株式会社 株式会社ワイ・シー・シー 蓼科情報株式会社
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	1 個人の範囲 国民年金被保険者、免除者及び受給権者2 記録項目 申請者情報等(詳細は資料68-2のとおり)
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的記録媒体(国民年金システム)
再委託理由	システム構築や運用保守業務における一時的な業務負荷増等に対応するため。 システム構築における豊富な実績と技術を有する協力会社に一部業務の再 委託することで、製品知識・技術力・体制と合わせ、より充実したシステム 構築体制とするため。
再委託の内容	 「標準化法」に基づき作成された、「国民年金システム標準仕様書」に 準拠したシステムへの移行の一部 移行したシステムについて、システムの運用保守および障害対応の一部
再委託の開始時期及び期 限	令和5年12月21日 (予定) から令和6年3月31日まで (翌年度も、 同様の業務委託を行う。)
再委託にあたり区が行う 情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり